

## **【チケット販売規約】**

2022年11月5日土曜日に開催される みんなのうたコンサートにおいて、甲：販売基（富士商工会議所青年部・富士市）と乙：チケット購入者（観客予定者）の間にチケット販売の規定を下記に設けます。

### **第1条：(販売方法)**

甲の販売方法の指示に基づき、チケット販売の業務を行い、必要に応じて販売枚数や販売方法に制限を設ける場合があります。

### **第2条：(購入契約の成立)**

1. 乙は、甲の用意するチケット申込書を記載し所定の手続きに従って購入申込をするものとし、甲が受領したことをもって購入契約が成立します。
2. 本規約等に別段の定めがある場合を除き、甲が申込みを受領した後は、乙は購入契約の申込みを撤回することはできません。

### **第3条：(料金の支払い)**

乙がチケットを購入する場合には、チケット料金を購入時に支払うものとします。

1. 乙のチケット支払方法は、現金のみでの支払いとなります。

#### **第4条：(チケットの引き渡し)**

**甲は、乙の代金支払いと同時にチケットを引き渡すものとします。**

#### **第5条：(チケットの取替・変更・クーリングオフ)**

チケット購入契約が成立したチケットは、乙都合による取替、変更、キャンセルはお受けできません。なお、チケット販売サービスで販売したチケットには、クーリングオフは適用されません。

#### **第6条：(チケットの再発行)**

甲はチケットをいかなる場合（紛失・盗難・破損等）でも再発行いたしません。

#### **第7条：(チケットの払い戻し)**

1. 興行等の内容変更、中止に伴う乙への告知は甲が行い、甲は興行等の変更、中止に伴う責任は一切負いません。甲は、販売したチケットの興行等の内容の変更や中止による当該チケットの払戻業務を行います。

2.興行中止による払い戻しが発生した場合、購入されたチケットと引き換えに振込での払い戻しするものとします。払戻期間を過ぎた場合、チケットを破損・紛失するなどチケットの原券をご返却いただけない場合やチケットを甚だしく汚損し判別しがたい場合、甲は利用者に払戻しを行いません。

3.払い戻しの要求は、原則としてチケットを購入した乙自らが行うものとし、特別に認める場合を除き、利用者は第三者にチケットに譲渡し払戻しを行わせること、チケットの払戻しを第三者に委託すること、第三者に対して払戻しを代理させること、または第三者の管理する金融機関口座等を払戻先とすること、その他、チケットを購入した乙以外の第三者がチケットの払戻しを行っているとは甲が判断する払戻しに対しては請求することはできません。したがって、甲は、それらの要求がなされた場合であっても、払戻しを行う義務を負いません。

4.前項にかかわらず、チケットを持参した者がチケットを購入した乙であるとそうでないと問わず、甲の判断で当該チケットを持参した者を払戻対象者とみなし、払戻しを行うことができるものとし、乙はこれに異議を唱えません。

5. 乙への払戻額は、券面金額に限られ、送金事務手数料、決済手数料、交通費、宿泊費、通信費、その他乙その他の者がチケットを購入するために要した費用、興行等の入場のために要した費用等の返金を行いません。

## 第 8 条：(販売の終了・再開)

チケット販売期間中であっても、甲の販売予定枚数に達した場合は当該興行のチケットの販売は終了します。ただし、追加席・追加興行等を決定した場合は販売を再開する場合があります。

## 第 9 条：(禁止事項)

乙以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。

1. 転売目的でチケット（予約番号等のチケットを購入可能な番号・符号等を含みます。本条において以下同じ。）を入手すること
2. 本サービスを通じて入手したチケットを、その券面金額（券面金額がない場合は、一般的に同種のチケット等を入手するために通常必要な対価をいいます。）を超える対価で第三者に譲渡等し、また譲渡等しようとする事（インターネットオークションへの出品を含みます。）
3. 払戻しを行うことを目的としてチケットを入手すること

## 第 10 条：(過誤発券等の損害賠償)

甲が誤った内容のチケットを販売・発券した場合、甲は当該チケットを購入した乙に

生じた損害を賠償する場合がありますが、その限度額は、チケットの券面金額とします。

#### **第 11 条：(チケット販売についての免責)**

直接購入されたチケット以外のチケット（転々譲渡されたチケットを含みます。）については、甲一切の責任を負いません。

1. 甲は、本サービスにより販売されるチケット等の販売数量が乙の全ての購入希望を満たすことを保証するものではなく、また、本サービスにより販売されるチケット等に記載された内容が真実であること（記載どおりに興行等が実施されることを含みます。）について、いかなる保証も行いません。

#### **第 12 条：(個人情報保護)**

甲は、乙からの購入申込時に受領した個人情報について、本件事業に関する以下の目的以外では利用しないものとします。

- ① 本件事業の企画・運営
- ② 乙からの問合せや依頼への対応
- ③ 緊急事態発生時の連絡

④ 安全衛生管理に必要な連絡（コロナ発生等の場合の連絡）

⑤ その他、上記各号に関連または附帯する目的のため

#### 第 13 条：（反社会的勢力の排除）

乙は、自身が反社会的勢力（暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいう）に該当しないことを保証し、甲は、乙が反社会的勢力に該当し、または、反社会的勢力と関係を有することが判明した場合には、乙に対し何らの通知催告を要することなく、直ちに契約を解除することができるものとします。

付則：本規約は、日本標準時 2022 年 8 月 1 日より有効とします。